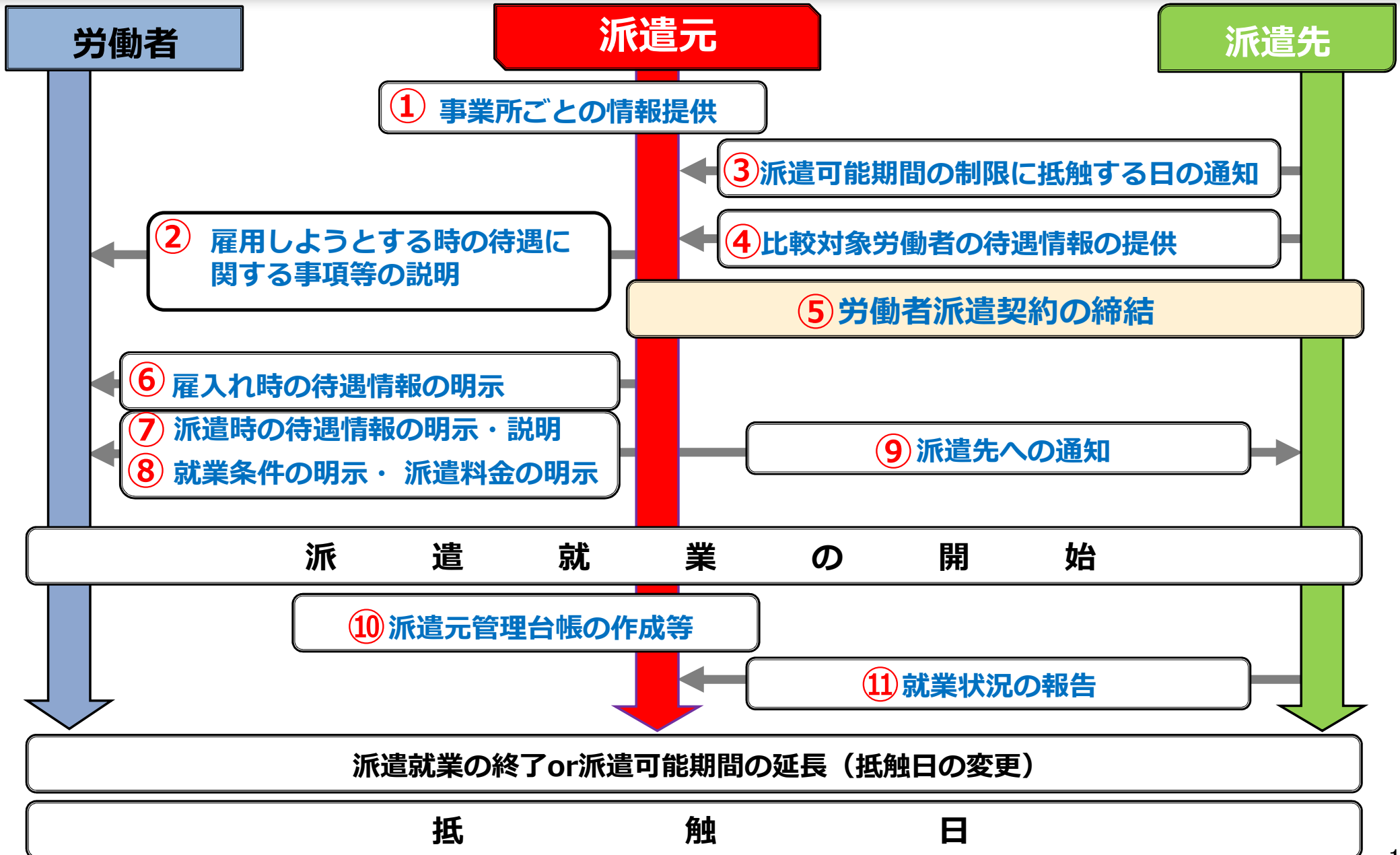


労働者派遣事業

許可有効期間更新 説明会

動画の中に、
動画視聴後に回答いただく
アンケートに必要なパスワードが
表示されます。

労働者派遣の流れ(主なポイント)



①事業所ごとの情報提供1

事業所ごとの情報提供

派遣元

から

関係者

へ

派遣労働者や派遣先が派遣元事業主を適切に選択することができるよう、事業所ごとに、情報提供することが必要

★労働者派遣法第23条第5項

提供する方法

以下のいずれかの方法で、インターネット上に情報を提供する必要があります。

- ① 自社ホームページに掲載
- ② 人材サービス総合サイトに掲載

①事業所ごとの情報提供2

提供する情報

- ① 派遣労働者の数
- ② 派遣先の実数
- ③ 労働者派遣に関する料金額の平均額
- ④ 派遣労働者の賃金額の平均額
- ⑤ マージン率
- ⑥ **派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項**
⇒訓練内容、キャリア・コンサルティング相談窓口及び連絡先
- ⑦ その他参考となると認められる事項(福利厚生に関する事項など)
- ⑧ **労使協定を締結しているか否か**
⇒労使協定を締結している場合には、
協定対象派遣労働者の範囲及び当該協定の有効期間の終期

※赤字部分は、特に不備が多い項目です。

②雇用しようとする時の待遇に関する事項等の説明

派遣元 から 労働者 へ

【説明すべき事項】

① 待遇に関する事項

- ・ 派遣労働者として雇用した場合における賃金額の見込み
- ・ 想定される就業条件等
- ・ 社会・労働保険の加入

② 事業運営に関する事項(会社概要パンフレット等でも可)

※派遣元事業主の会社概要等。既存のパンフレット等の活用でも可

③ 労働者派遣制度の概要

※厚労省作成のパンフレット「派遣で働くとき特に知っておきたいこと」等の活用でも可

④ キャリアアップ措置 (教育訓練・キャリアコンサルティング相談窓口)



① の「賃金額の見込」以外はインターネット等による説明でも可能、「賃金額の見込」は書面等の交付が必要

③派遣可能期間の制限に抵触する日の通知1

抵触日の通知

派遣先 から 派遣元 へ

派遣先の同一の事業所に対し派遣できる期間
(派遣可能期間) は**原則3年**が限度

派遣先

派遣契約を締結する際、**あらかじめ**、事業所単位の派遣可能期間の制限に抵触することとなる最初の日（**抵触日**）を**派遣元事業主に対し通知**する必要がある **※契約更新時にも必要**

★労働者派遣法第26条第4項

派遣元

この通知がない場合、派遣元事業主は、その派遣先との間で**労働者派遣契約を締結してはならない**

※ 個別契約更新時にも必要

★労働者派遣法第26条第5項

③派遣可能期間の制限に抵触する日の通知2

抵触日の通知

派遣先 から 派遣元 へ

派遣元

この通知がない場合、派遣元事業主は、その派遣先との間で労働者派遣契約を締結してはならない

※契約更新時必要

★労働者派遣法第26条第5項

例外：

無期雇用派遣労働者又は60歳以上の派遣労働者に限定した派遣契約を予定している場合は、通知が不要となります。



④比較対象労働者の待遇情報の提供1

【待遇情報の提供】

派遣先

から

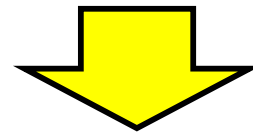
派遣元



派遣先

派遣契約を締結するに当たって、**あらかじめ**、派遣元事業主に対し、派遣労働者が従事する業務ごとに、比較対象労働者の賃金等の**情報提供をしなければならない**

★労働者派遣法第26条第7項



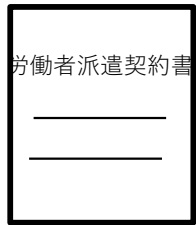
※契約更新時にも必要

派遣元

派遣元事業主は、**上記の情報の提供がないときは**、その派遣先との間で労働者派遣契約を締結してはならない

★労働者派遣法第26条第9項

④比較対象労働者の待遇情報の提供2



労働者派遣契約書

派遣契約

★派遣契約を締結する際に必ず確認してください★

労働者派遣契約

- ・派遣労働者を協定対象派遣労働者に限定するか否かの別

協定対象派遣労働者に
限定する

- ・教育訓練
- ・福利厚生施設の内容
(給食施設・休憩室・更衣室)

利用の可否と利用時間の
記載が必要です。

協定対象派遣労働者に
限定しない

- 比較対象労働者の
- ・職務の内容等
 - ・選定理由
 - ・待遇の各内容
 - ・待遇の性質及び目的
 - ・待遇について考慮したもの

派遣労働者の待遇の検討・決定（同一労働同一賃金） 1

派遣先均等・均衡方式

派遣先の通常の労働者との均等・均衡待遇を図る方式

均等待遇



派遣先の通常の労働者



派遣労働者

均衡待遇



派遣先の通常の労働者



派遣労働者

労使協定方式

派遣元において、派遣労働者を含む過半数労働組合または過半数代表者と一定の要件を満たす労使協定を締結し、当該協定に基づいて派遣労働者の待遇を決定する方式



使用者

労使協定書

労使協定の締結



過半数労働組合または過半数代表者

派遣労働者を含む

派遣労働者の待遇の検討・決定（同一労働同一賃金） 2

派遣労働者の「同一労働同一賃金」について

派遣元事業主は、派遣先均等・均衡方式と労使協定方式のいずれかの待遇決定方式により、派遣労働者の待遇改善を図ることが義務付けられています。

労使協定方式を採用するには・・・

- ① 過半数代表者などと派遣元事業主との間で一定の事項を定めた労使協定を書面で締結することが必要です。
- ② 労働者側の過半数代表者を適切な手続きを経て選出することが必要です。

不適切な協定を締結した場合は・・・

・適切な過半数代表者の選出を行っていない、協定内容に不備がある など



派遣先均等・均衡方式

労使協定方式

⑤労働者派遣契約の締結1

派遣契約の締結

派遣元

と

派遣先

労働者派遣契約の締結に当たっては、派遣法及び施行規則に定められたすべての事項をもれなく定め、かつ**書面**に記載することが必要



※令和3年1月1日より、電磁的記録による作成も可能

派遣法でいう「**労働者派遣契約**」とは、いわゆる「**個別契約**」を指す

基本契約.....

恒常的に取引先との間に労働者派遣をする旨の契約

個別契約.....

個々具体的に労働者派遣をする場合に個別の就業条件をその内容に含む契約

⑤労働者派遣契約の締結2

派遣契約の必要記載事項（書面の作成）

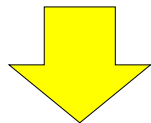
- ① 派遣労働者の業務内容
- ② 従事する事業所の名称、所在地、派遣就業の場所、組織単位
- ③ 直接指揮命令する者
- ④ 派遣期間及び派遣就業日
- ⑤ 派遣就業の開始及び終了の時刻並びに休憩時間
- ⑥ 安全衛生に関する事項
- ⑦ 苦情処理に関する事項
- ⑧ 中途解除に当たって雇用の安定を図るための措置
- ⑨ 紹介予定派遣に関する事項
- ⑩ **業務に伴う責任の程度**
- ⑪ 派遣元・派遣先責任者に関する事項
- ⑫ **就業日外・就業時間外労働に関する事項**
- ⑬ 便宜供与に関する事項
- ⑭ 労働者派遣契約の当事者間の紛争を防止するために講ずる措置
- ⑮ **派遣労働者を協定対象派遣労働者に限定するか否か**
- ⑯ 派遣労働者を無期雇用派遣労働者又は60歳以上の者に限定するか否かの別
- ⑰ 派遣可能期間の制限を受けない業務に係る労働者派遣に関する事項
- ⑱ 派遣人員
- ⑲ 許可番号

⑥雇入れ時、⑦派遣時の派遣労働者への明示

<雇入れ時の待遇情報の明示>

労働者派遣法第31条の2第2項

- 昇給の有無
- 退職手当の有無
- 賞与の有無
- 協定対象派遣労働者であるか否か
 - ⇒協定対象派遣労働者である場合には、
当該協定の有効期間の終期
- 苦情の処理に関する事項



有期雇用派遣労働者は
「**労働契約の更新ごと**」に
明示及び説明が必要

<派遣時の待遇情報の明示>

労働者派遣法第31条の2第3項

- 賃金の決定に関する事項
- 休暇に関する事項
- 昇給の有無
- 退職手当の有無
- 賞与の有無
- 協定対象派遣労働者であるか否か（協定の終期）
 - ※協定対象派遣労働者の場合は、
協定対象派遣労働者であるか否か
（協定の終期）のみ明示

⑧就業条件の明示・派遣料金の明示

就業条件・派遣料金額の明示

派遣元 から 労働者 へ

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 当該労働者派遣をする旨 ② 派遣労働者の業務の内容 ③ 従事する事業所の名称、所在地
その他派遣就業の場所、組織単位 ④ 直接指揮命令する者 ⑤ 派遣期間及び派遣就業日 ⑥ 派遣就業の開始及び終了の時刻
並びに休憩時間 ⑦ 安全衛生に関する事項 ⑧ 苦情処理に関する事項 ⑨ 労働者派遣契約の解除に当たって
講ずる派遣労働者の雇用の安定を
図るための措置に関する事項 ⑩ 紹介予定派遣に関する事項 ⑪ 個人単位の抵触日 ⑫ 事業所単位の抵触日 | <ul style="list-style-type: none"> ⑬ 業務に伴う責任の程度 ⑭ 派遣元・派遣先責任者に関する事項 ⑮ 就業日外・就業時間外労働に
関する事項 ⑯ 便宜供与に関する事項 ⑰ 労働者派遣契約の当事者間の紛争を
防止するために講ずる措置 ⑱ 社会・労働保険の被保険者資格取得届等が
提出されていない場合はその理由 ⑲ 派遣可能期間の制限を受けない業務
について行う労働者派遣に関する事項 ⑳ 派遣料金の額 ㉑ 派遣可能期間の制限に違反した場合、労働
者契約申込みみなし制度の適用となる旨 |
|---|---|

* 期間制限のない労働者派遣に該当する場合は
その旨を明示

★労働者派遣法：第34条
第34条の2

⑨派遣先への通知

派遣先への通知

派遣元 から 派遣先 へ

労働者を派遣するとき → 労働者派遣契約における就業条件の内容の組み合わせごとに以下を通知

<通知が必要な事項>

- ① 派遣労働者の氏名・性別
- ② 協定対象派遣労働者であるか否かの別
- ③ 無期雇用派遣労働者か有期雇用派遣労働者かの別
- ④ 60歳以上の者であるか否かの別
45歳以上の場合は45歳以上であること、18歳未満の場合は年齢
※ 18歳以上の場合、具体的な年齢の通知は行わないこと
- ⑤ 社会・労働保険の被保険者資格取得届提出の有無
(無の場合はその具体的な理由)
※ さらに、被保険者証の写し等の加入していることが分かる資料を派遣先に提示 (提示の際は原則として本人の同意を得ること)

⑩派遣元管理台帳

派遣元管理台帳

★労働者派遣法第37条

派遣元

- | | |
|--|---|
| ① 派遣労働者の氏名 | ⑫ 苦情処理に関する事項 |
| ② 協定対象派遣労働者であるか否か | ⑬ 紹介予定派遣に関する事項 |
| ③ 無期雇用派遣労働者か有期雇用派遣労働者かの別、有期雇用の場合は労働契約の期間 | ⑭ 派遣元・派遣先責任者に関する事項 |
| ④ 60歳以上の者であるか否かの別 | ⑮ 就業日外・就業時間外労働に関する事項 |
| ⑤ 派遣先の氏名、名称 | ⑯ 期間制限のない労働者派遣に関する事項 |
| ⑥ 派遣先の事業所の名称 | ⑰ 社会・労働保険の被保険者資格取得届の提出の有無に関する事項 |
| ⑦ 派遣先の事業所の所在地その他派遣就業の場所及び組織単位 | ⑱ 段階的かつ体系的な教育訓練を行った日時・内容 |
| ⑧ 派遣期間及び派遣就業をする日 | ⑲ キャリア・コンサルティングを行った日・内容 |
| ⑨ 始業及び終業の時刻 | ⑳ 雇用安定措置を講ずるに当たって、派遣労働者から聴取した日及び希望する措置の内容 |
| ⑩ 従事する業務の種類 | ㉑ 雇用安定措置を実施した日、内容及びその結果 |
| ⑪ 従事する業務に伴う責任の程度 | |

Point



派遣労働者ごとの労働者派遣期間終了後、3年間保存が必要

⑪就業状況の報告

就業状況の報告

派遣先

派遣先は、派遣労働者ごとの下記に掲げる事項を、1箇月ごとに1回以上、一定の期日を定めて、書面の交付等により通知することにより行わなければならない

★労働者派遣法施行規則第38条

具体的には

- ① 派遣就業をした日、派遣就業をした日ごとの始業及び終業の時刻、休憩時間、従事した業務の種類
- ② 派遣労働者の氏名
- ③ 従事する業務に伴う責任の程度
- ④ 派遣労働者が労働者派遣に係る労働に従事した事業所の名称及び所在地その他派遣就業をした場所、組織単位

派遣元は、就業の状況が派遣契約に反していないことの確認を行うこと

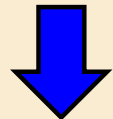
派遣元

派遣元事業主による雇用安定措置

雇用安定措置の内容

下記①～④のいずれかの措置を、本人の意向を尊重して実施すること

①派遣先への直接雇用の依頼 (通算して1年以上雇用された方への努力義務の場合を除く)



派遣先で直接雇用に至らなかった場合は、下記②～④の何れかを講じる必要がある

②新たな派遣先の提供

(能力、経験等に照らして合理的なものに限る。同一派遣元での無期雇用派遣労働者への移行を含む。)

③派遣元での派遣労働者以外の労働者としての無期雇用

④その他安定した雇用の継続を図るために必要な措置

(次の派遣先が見つかるまでの有給の教育訓練、紹介予定派遣など)

- ・派遣元は、雇用安定措置を講じるにあたり、予め派遣労働者から希望する当該措置の内容を聴取しなければならない。
- ・派遣労働者から聴取した内容について、派遣元管理台帳に記載しなければならない。

労働者派遣事業ガイドブックのご案内について

◆ガイドブックや様式のダウンロードの利用

本動画の内容に関連する様式は、愛知労働局のホームページからダウンロードいただけます。



【HPからダウンロード画面へのアクセス方法について】

- ①トップページ上部の「各種法令・制度・手続き」をクリック
- ②画面上部の「労働者派遣事業関係」をクリック
- ③画面中部の「法令・制度について」をクリック
- ④画面下部の「◆令和6年度 労働者派遣事業ガイドブック」の



愛知労働局
ホームページ

目次1～3をクリック
「◆労働者派遣事業に係る契約書・通知書・台帳関係様式例」の中から必要な様式をクリック

おわりに

以上で、労働者派遣事業に関する説明
は終わりです。

ご視聴ありがとうございました。